

労務通信

2016.5月号

残業80時間で立入り調査へ！政府の長時間労働抑制対策



◆「残業80時間」で立入り調査の対象に

政府は、労働基準監督官による立入り調査について、1カ月の残業時間の基準の引下げ（100時間→80時間）を検討していることを明らかにし、新聞でも大きく報じられました。長時間労働に歯止めをかけるため指導を強化し、子育て中の女性や高齢者が働きやすい環境を整えることがねらいで、対象者は300万人（2.7倍）に拡大することが予想されています。なお、法改正による規制強化などは見送る方向のようです。

◆「過重労働撲滅特別対策班＝かとか」を省内に設置

また、厚生労働省は違法な長時間労働に対する監督指導を強化するため、4月1日に全国の労働局との調整を行う「過重労働撲滅特別対策班」（かとか）を省内に設けました。さらに、「過重労働特別監督監理官」を全国47の労働局に1人ずつ配置し、態勢を強化しています。

同省は、労働基準監督官が不足していることから「悪質性、違法性の高い所を優先して監督指導を行う」方針のようです。

◆長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果

平成27年4月から12月までに8,530事業場に対して実施した、長時間労働が疑われる事業場（月100時間超の残業が疑われるもしくは過労死に関する労災請求があった事業場）に対する労働基準監督署による監督指導の実施結果が取りまとめられ、この結果、監督指導を行った8,530事業場のうち、半数を超える4,790事業場で違法な時間外労働が確認されたため、是正・改善に向けた指導が行われました。なお、このうち実際に月100時間を超える残業が認められた事業場は、2,860事業場（59.7%）でした。

◆長時間労働のない職場づくりへ

近年、職場では過労死防止や女性の活躍推進に向けた長時間労働の是正、そして柔軟な働き方が求められていますが、小売業など人手不足から長時間労働が常態化している業種は深刻な悩みとなっています。また、上記のように1カ月の残業時間の基準の引下げが行われることによって、より一層注意して労働時間を適正に管理していかなければなりません。企業にとっては今後も引き続き、長時間労働を減らすための体制作りや規定の見直しが必須と言えるでしょう。



マイナンバーの取得・管理・保管について、当事務所がサポートいたします。

法改正情報

◆雇用保険料率が引き下がります（平成28年4月より）。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで（平成28年度）の雇用保険料率が引き下がりました。

一般の事業では、13.5/1000 から 11/1000（労働者：事業主＝4/1000：7/1000）

建設の事業では、16.5/1000 から 14/1000（労働者：事業主＝5/1000：9/1000）

と、なっております。その他の業種、詳細につきましては、以下のページをご参照ください。

◎平成28年度の雇用保険料率

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000119421.pdf>

その他の改正内容として、以下のものがあります。

①育児休業・介護休業等に係る制度の見直し

- ◆育児休業の対象となる子の範囲の拡大
- ◆育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件の緩和
- ◆介護休業の分割取得（3回まで、計93日）
- ◆所定外労働の免除制度の創設
- ◆介護休暇の半日単位取得
- ◆介護休業給付の給付率の引上げ（賃金の40%→67%）

②高年齢者関係の見直し

- ◆65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用の対象とする。
※ただし、保険料の徴収は、平成31年度分まで免除

③その他

- ◆妊娠した労働者等の就業環境の整備
- ◆雇用保険の就職促進給付の拡充

事務所よりひとこと

◆65歳以上の高齢者を雇い入れる場合は要注意！

雇用保険法の改正案が国会で成立しました。事務担当者にとって、まずは雇用保険料率の引き下げに注目されたことと思いますが、その他にも重要な改正内容が今回成立しております。中でも、65歳以降の労働者を新たに雇用する場合、これまでは雇用保険の適用対象外とされておりましたが、平成29年1月1日以降、雇用保険の適用対象となります。これに併せて、満64歳以上の被保険者の保険料免除措置の廃止も決定されておりますので、今後の改正施行日には、十分注意が必要です。